

事業主の皆様

鳥取県と県内市町村からのお知らせです

個人住民税の特別徴収

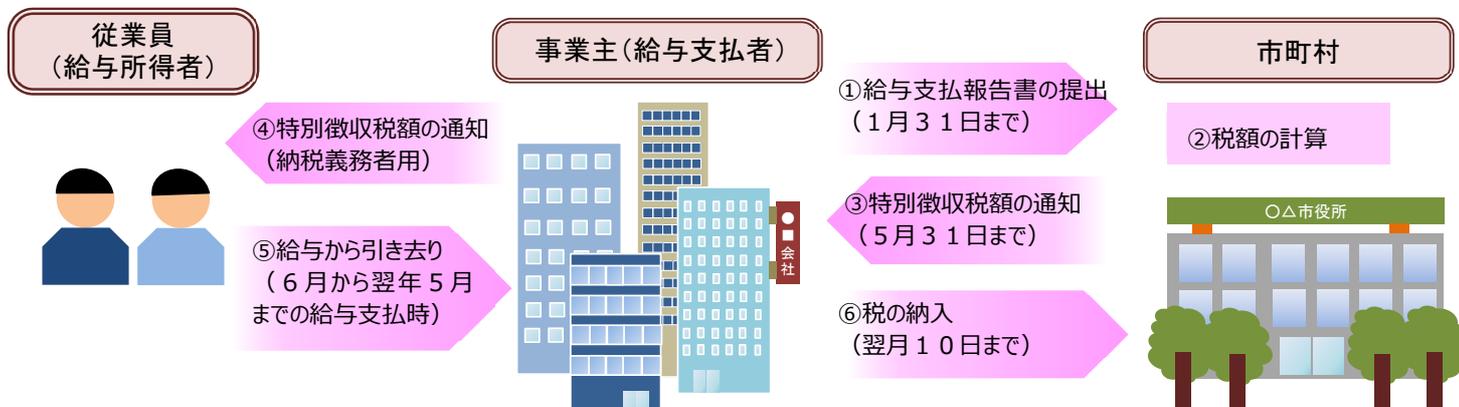
(給与からの引き去り)
を徹底しています。



原則すべての事業主を個人住民税の特別徴収義務者に指定します。

特別徴収とは 所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り、納税義務者である従業員に代わって、従業員に課税した市町村に納入していただく制度であり、法律で義務付けられています。

特別徴収の方法による納税の仕組み



- 毎年5月に、従業員に課税した市町村から「特別徴収税額通知書」が事業主に送付されます。
- この通知書には、従業員の毎月の税額(6月から翌年5月までの分)が記載されていますので、事業主はこの税額を従業員の毎月の給料から引き去り、個人住民税を徴収します。
- 徴収した個人住民税を、徴収した月の翌月10日までに従業員に課税した市町村に納入していただきます。

特別徴収とすることのメリット

納税者（従業員）の利便性が向上します。

- 普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回になるため、1回当たりの税額の負担が少なくなります。
- 毎月の給与からの引き去りとなるため、納め忘れがなくなります。
- 納税のために、納期ごとに金融機関や市町村の窓口へ出向く必要がなくなります。

特別徴収義務者に指定する対象者

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）

ただし、例外として、次の場合に限り普通徴収（従業員が自分で納付）にすることができます。

- 1 給与支払者（事業主）
次の条件に該当する事業主は、申出により従業員の個人住民税を普通徴収にすることができます。
 - A 総従業員数が2人以下（事業所全体の従業員の人数から、「2の給与所得者（従業員）」の要件に該当する全ての人数を差し引いた人数）
- 2 給与所得者（従業員）
次の条件のいずれかに該当する従業員の個人住民税は、事業主からの申出により普通徴収にすることができます。
 - A 他の事業所で特別徴収されている
 - B 毎月の給与が少なく、税額を引ききれない
 - C 給与の支給が毎月ではない（不定期受給）
 - D 専従者給与が支給されている（個人事業主のみ対象）
 - E 退職者又は退職予定者（5月末日まで）

問合せ先

特別徴収の取組について 〈県税務課、各県税事務所〉

鳥取県 総務部 税務課 企画・市町村税担当
電話 0857-26-7161、7060 ファクシミリ 0857-26-7087
東部県税事務所 電話 0857-20-3503 ファクシミリ 0857-20-3519
中部県税事務所 電話 0858-23-3102 ファクシミリ 0858-23-3118
西部県税事務所 電話 0859-31-9602 ファクシミリ 0859-31-9613

具体的な手続きについて 〈各市町村 住民税担当課〉

| 市町村名 | 担当課 | 電話番号 | 市町村名 | 担当課 | 電話番号 |
|------|-------|--------------|------|------|--------------|
| 鳥取市 | 市民税課 | 0857-30-8148 | 米子市 | 市民税課 | 0859-23-5114 |
| 岩美町 | 税務課 | 0857-73-1413 | 境港市 | 税務課 | 0859-47-1017 |
| 若桜町 | 税務課 | 0858-82-2234 | 日吉津村 | 住民課 | 0859-27-5951 |
| 智頭町 | 税務住民課 | 0858-75-4117 | 大山町 | 税務課 | 0859-54-5208 |
| 八頭町 | 税務課 | 0858-76-0204 | 南部町 | 税務課 | 0859-66-4802 |
| 倉吉市 | 税務課 | 0858-22-8114 | 伯耆町 | 住民課 | 0859-68-3114 |
| 三朝町 | 町民課 | 0858-43-3505 | 日南町 | 住民課 | 0859-82-1112 |
| 湯梨浜町 | 町民課 | 0858-35-3116 | 日野町 | 住民課 | 0859-72-0333 |
| 琴浦町 | 税務課 | 0858-52-1702 | 江府町 | 住民課 | 0859-75-3223 |
| 北栄町 | 税務課 | 0858-37-5865 | | | |



詳しくは、鳥取県ホームページをご覧ください <http://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetsutyousyuu/>